

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十五分間質問させていただきます。

きょうは、私、玉木議員、岡本議員、漏れた年金問題について質問をさせていただきますが、その前に、塩崎大臣がきょう発表されました働き方改革推進チームということで、厚生労働省では、過重労働等撲滅チーム、長時間労働削減推進チームをつくって、七月七日に第一回の会合をされる。長時間労働、過重労働を撲滅するということは、私は、素晴らしいことでもありますからぜひ進めていただきたいと思います。

しかし、私は非常に違和感を感じるんですね。なぜならば、この国会に厚生労働省が提出している残業代ゼロ法案、労基法の改正については、過労死の御家族の方々を含め、長時間労働を助長する、逆に、最大の残業の歯どめである残業代をなくしたら過労死がふえる、過労死促進法ではないか、そういう強い強い批判が出ているんです。

民間の方々に対しては長時間労働を助長する法案を出しておきながら、厚生労働省は長時間労働の是正をする。繰り返しますが、厚生労働省のみならず国家公務員の方々も、長時間労働を是正すべきだというふうに私も思います。しかし、それだったら、民間の方々も長時間労働を是正する、そのことを当然やるべきですし、その意味では、今回の残業代ゼロ法案というのは私は撤回すべきだと思います。少なくともこの国会ではもう審議入りを断念する、それが当然の筋だと思いますが、塩崎大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 私ども厚生労働省の中に置いております長時間労働を削減していこうという推進本部は、厚労省の中の長時間労働を削減していこうということだけではもちろんなくて、メーンは、日本じゅうの長時間労働を減らしていこう、これが我々の今やっている運動でございます。

今度つくることになったのは、これから、マタハラ、セクハラ等々、女性の抱える問題も含めて幅広くやっっていこうということで今回新たに本部をつくったということでありまして、事務次官をヘッドにしてやるということでございますので、そのところは一つ御指摘をさせていただきたいというふうに思います。

それと、年金は漏れたのではなくて、年金情報が漏れたということを改めて指摘しておきたいと思います。

労働基準法の改正の問題について、御指摘と御質問がございました。

これについては、今回御提起を申し上げている労働基準法の改正は、さまざまな働き方改革の要素が入っております。

例えば休暇のとり方についても、今までは手挙げ方式でやってきたのを、今度は使用者側が、五日間、むしろ指定をしていくということになる画期的なパラダイムシフト、休みのとり方というか、そういうことも入っています。

それから、中小企業の中で割り増し賃金についての特例を設けておりましたけれども、これについても大企業並みにしていくということで、中小企業で働いていらっしゃる方々、特に運送関係の方々についてよくいろいろなお話が指摘をされてまいりましたけれども、これについても、やはり長時間労働はよくないということで、大企業も中小企業も働く人は同じだ、こういう発想でもってやるということでもございます。

そういう中で、裁量労働制の改革で、高度プロフェッショナル制度という新しい制度を御提起申し上げていますが、決してこれは、働き方としてやはり健康重視という基本線は何ら変わっていないどころか、むしろそこに力点を置きながら、しかし一方で、働き方の選択肢の一つとして、能力を生かせるような、限定的な方々に限るわけでありまして、力をより発揮しやすくするために、柔軟性を持った新しい働き方を設けよう、しかし同時に健康確保は図っていくということでございますので、御提起を申し上げている法案についても、しっかりと今国会で御審議をいただいて成立を図っていただければありがたいというふうに思っているところでございます。

○山井委員 いや、これは明らかに矛盾です。プロジェクトチームで長時間労働、過重労働を撲滅すると言いながら、出してくる法律で、成立したいと言っているのが、長時間労働や過労死をふやすという批判が出ている法律を通す。やっていることと言っていることが違うじゃないですか。

塩崎大臣、では、厚生労働省の役人さんもみんな残業代ゼロにしたらいけないですか。今回の残業代ゼロ法案、労基法の改正、厚生労働省の職員の皆さんも対象になっているんですか。そんなにいい取り組みだったら、まず率先して厚生労働省の職員の方が残業代ゼロにすればいいじゃないですか。それで本当に労働時間が減るんだったら、まず実験は厚生労働省でやったらいいじゃないですか。

これをやったら過労死がふえる、そういう心配があるということで、反対論が非常に強いんです。やってみて、人が死んだ、失敗だったでは済まないんですよ。

今回の残業代ゼロ法案、厚生労働省の職員の方々は対象に入っているんですか。

○塩崎国土大臣 公務員は労働基準法の対象外であるということと、それと、やはり公務というのは、働く人の自由で全部やるというわけにはいかないお仕事がたくさんあって、危機管理をしないといけないということもありますので、それは少し議論が混同しているというふうに思います。

残業代ゼロというお言葉でございますけれども、それは報道ベースのお話であって、そんなことを申し上げているわけではなくて、残業代はむしろ込みで、年俸ベースで物事を考える、そういう発想であって、それもごくごく限定的に、一千七十五万円以上の年収の方、中でも希望される方というような形で、限定に限定を重ねていくということですので、全雇用者のせいぜい一%台ぐらいの方が対象となるのではないかとされている、これはやってみないとわかりませんが。

いずれにしても、一千万円以上年収がある方は約四%で、一・五%は経営者側でありますので、これは対象外ということであれば、二%そこそこありますから、どう考えても一%台ぐらいかなというふうに我々は推測している人たちが対象で、なおかつ、その中で希望される方々ということでありまして、大変、我々としては限定的にこの制度を導入する。

しかし、やはり新しい時代、世界の中で活躍する方が、より力を目いっぱい発揮できるような働き方として、健康に最大限留意をしながら、今までのいわゆる労働基準法の時間規制の適用外ということで扱っていただけないかということですので、審議をしていただく中でしっかりと中身を御議論いただきたいというふうに思います。

○山井委員 こういうのを私は官尊民卑と言うんだと思います。労基法の対象に公務員は入っていない、それだったら、そんなにいい残業代ゼロ法案だったら入れたらいいじゃないですか。修正して、出し直してください。まずは公務員の方々を残業代ゼロにする、そういう法案をぜひ先にやって実験してみてください。

例えば、私の友人は、今回の法案に入っている裁量労働制の拡大で、この四月から裁量労働制をやってくれと言われて、断り切れなくて年収が百万円下がりましたよ。三百万人の営業職の方々にも今後拡大するという裁量労働制、これは年収要件も年齢要件も入っていませんよ。そういうこともこの残業代ゼロ法案には入っているわけです。

だから、残業代ゼロということに関して改めてお伺いします。そんなにすばらしい法案だったら、厚生労働省の方々も対象にする、それもぜひ含めて法案を出し直してください。なぜ、そんなにすばらしい、いい働き方だったら、厚生労働省の職員の方々をまず最初に対象にしないんですか。

○塩崎国土大臣 先ほど来申し上げているように、公務員は労働基準法の対象外であります。

もう一つは、さっき申し上げたわけでありましてけれども、先生も政権を担当されて厚労省にも政務三役としておられた経験があるから、よくわかった上で今おっしゃっているんだらうと思いますが、応招義務というのが公務員にありますから、自然災害が起きた、あるいは感染症のパンデミックが起きた、そういうときには、みずからの希望と関係なく出てきていただかなければ国民のために働くことはできない。

こういう大事なお仕事をいただいているわけでありまして、それを、休むときには休むんだといって出てこなかったら、誰が国民の生命と財産を守るのかということになるわけでありまして、それは少し議論としては広げ過ぎかなという感じをいたすわけでございます。

やはりこれは公務員を念頭に入れているわけではない、民間からの希望があってこういう形でお応えをすることでもあり、そして、大きなアベノミクスの改革の中の、働き方の多様化を図る、そのことによって日本の経済を活性化して、そしてそのことが、財政もそれから社会保障の改革もできるようになるんだ、こういうことで私ど

もは今回の成長戦略も骨太方針も決めているわけでありまして、そういう大きなフレームワークの中での働き方改革という位置づけでぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

○山井委員 私は、日本じゅうの民間の方々は、今の答弁を聞いたら怒ると思いますよ。

公務員は公務員で重要な仕事ですよ。でも、民間の方々も、ノルマがあったり、重要な仕事で、帰りたいと思ったら簡単に帰れる、そんな仕事は皆さんされていませんよ。もしかしたら公務員よりももっとハードに、もっと厳しいノルマで、もっと責任感を持ってやっておられる民間の方々には私はいっぱいいっぱいおられると思いますよ。

さらに、今回の法案に入っている、残業代ゼロ法案に入っている裁量労働制の拡大、三百万人の営業職。営業職の方々なんかは、ノルマ、ノルマがあって、本当に大変な思いをされているんですよ。晩でも顧客に呼ばれたら当然行く、土日でも行く。それが、裁量労働制でやったら残業にもなかなかカウントされない。あげくの果てに過労死をしても、それは労働時間としてカウントされないから、過労死にすら認定されない。

そういう大変過酷な今の現状を助長する法案を出しておきながら、公務員は大切な仕事をしていますからその改正には含めませんか、本当に私は、そういう官尊民卑の考え方はぜひやめていただきたいと思います。

それでは、そのこととも絡むんです、今回のこの漏れた年金問題。

私はなぜ漏れた年金と言っているかということ、実際、既に郵送料は百万通で一億円かかっている。この一億円は、国民の年金保険料でしょう、あるいは税金でしょう。実際、国民の負担。年金保険料だったら、年金給付が下がるではありませんか。

そこで、水島理事長にお伺いしたいと思います。

コールセンター、この六月一カ月間、今回の漏れた年金問題に関して電話相談を受けられたと思うんですが、これは千人体制で何日間ぐらいされたんですか。

○水島参考人 六月一日に設置をいたしまして、六月三日から千人体制にいたしておりますが、千人体制で全部を使うということではございませんで、既存のコールセンターの運営もしながら弾力的に運営をいたしておりますので、千人体制が何日かという意味では、ちょっと手元にデータがございません。

○山井委員 いや、これは質問通告もしているでしょう、どういう体制でやっておったのかということ。

何日ですか、教えてください。シンプルファクトじゃないですか。教えてください。とめてください、質問通告もしているんだから。ちょっと、とめてください。シンプルファクトじゃないですか、千人体制が何日かなんて。

○水島参考人 コールセンターの体制としては、千人体制で毎日運営をいたしております。

○山井委員 ということは、一カ月間やったということですか。確認です。

○水島参考人 そのとおりでございます。

○山井委員 この四ページ目に業務委託契約書があります。この積算をしていきますと、月にすると約八億円ということになります。五ページ、運航議員の議事録にも、その試算は月にすると八億。

ということは、千人体制で一カ月やったということは約八億円の費用がかかっているということによろしいですか、水島理事長。単純計算、機械的に計算したらそうなりますから。

○水島参考人 コールセンターの直近の経費といたしましては三億強でございます。

○山井委員 一カ月で三億強ということによろしいですね。いいですね。

ということは、郵送費百万通分一億円、コールセンター三億円、今四億円かかっております。それで、今後また百万人に年金手帳を送られるわけですよ。ここに年金手帳。

御存じのように、年金手帳を送るのは大変なんです。水島理事長、通告しておりますが、この年金手帳を一つつくるのに単価として大体幾らぐらいかかるんですか。

○水島参考人 一冊当たりの単価は十二・五円でございます。

○山井委員 十二・五円で百万通ですから、千二百五十万円ということになるかと思えます。

ところで、今回、簡易書留で百万通送るとおっしゃっているんですよ、簡易書留。おわび状が入るんでしょう。おわび状と年金手帳。

郵便局へ行って私は調べてきました。三十五グラムですから九十二円に、簡易書留代三百十円、合わせて四百

二円。一通四百二円。水島理事長、百万通出すということは約四億円。これは作業代とか抜きですよ、当然、印刷代とかも抜きですよ。これは、百万通、新たな年金手帳を九月に送るのに約四億円かかるということですのでよろしいですか。

○水島参考人 おおむねそのとおりだというふうに思っております。

○山井委員 ということは、コールセンター三億円、郵送料、既に送ったおわび状で一億円、そして今後、年金手帳で四億円、八億円。

さらに、一番でかいのは、百万人分の年金番号を変えるわけですよ。それで、変えた年金番号は古いのもひもづけする、二つの年金番号を管理していく。このシステム改修、これは億という単位じゃないと思いますよ。二桁ぐらいの億じゃないですか。幾らぐらいかかるんですか、水島理事長。

○水島参考人 現在、できるだけ経費のかからないシステムで対応できないかということを検討いたしております、できれば既存のシステムを活用したいというふうに考えております。

そういうことも含めまして、現状ではちょっと、幾らぐらいであるかということについては、まだ手元に数字がございません。

○山井委員 これもかなりの額がかかりますし、何よりも、この方々は、百万人は、今後二つの年金番号を持たねばならなくなってきますから、すごい不便になります。

ところで、一万五千中、四情報の人に送ったら何通、宛先が不明ということで戻ってきましたか。そのパーセンテージは何%でしたか。

○水島参考人 四情報の方に関しましては、六月三日、四日におわび状をお送りいたしておりますが、未送達として現在戻っております件数は二百四十三件でございます。全体の約一・六%ということになります。

○山井委員 ということは、今後百万件送るということは、一・六%を掛けたら、この年金手帳を送ったとしても、恐らく単純計算でいくと一万六千人には届かないということになるとと思いますが、推計ですけれども、機械的に考えたらそうだと思います。

その推計でいいのかということと、その方々には新しい年金番号をどうやってお知らせするんですか。

○水島参考人 まず、今お送り申し上げておまして未送達になって私どもに返送されてきておりますものに関しましては、私ども、住所を幾つか持っております。その住所、今お送りいたしました住所以外の住所でお送りをするというような手配をいたします。それによってできるだけ、その他、今未送達になっております要因というのはいろいろございますけれども、最終的に未送達として残る割合というのは、この二百四十三件をかなり下回るのでないかと思っております。

その上でございますが、基礎年金番号の変更に关しましては、その未送達になった方々に関しましては当面お送りをいたしません。送達できた、おわび状が届いた方に基礎年金番号の変更はいたします。

ただし、おわび状が届いたということとおわび状がお手元に渡ったということは、必ずしも一致をしないというケースもあるかも知れません。したがって、先ほどの御指摘のとおり、御本人にお渡しできますように簡易書留でお送りしたいというふうに思っております。

したがって、おわび状の未送達になった方々にプラスアルファの方々は基礎年金番号を変更しない。ただし、当面変更しないということについて全て記録にとどめまして、お客様と接触ができましたときに御案内をして変更させていただくという手続にいたしたいと思っております。

それから、恐縮でございますが、一点申し忘れました。その間に、未送達になった方々に関しましては、原則として訪問をさせていただいて、現在の状況について確認をさせていただきたいと思っております。

したがって、できるだけ御本人に渡るといふことの最大限の努力を行った上で対応してまいりたいというふうに考えております。

○山井委員 一万六千人戸別訪問といっても、これは本当に、ただでさえ年金事務所の現場は人手不足、それこそ非正規の方も多くて、大変な現場なんですよ。それをまた、今回の日本年金機構と厚生労働省のミスによって一万六千人も戸別訪問させられる。さらに、そのみならず、一万六千人の方々は新しい年金番号になったことすら気づかない。これは本当に年金不安がますます高まってくるわけです。

これは、先ほど言ったように、郵送料一億円、コールセンター三億円、さらに新たに今回の百万人の郵送料四億円で八億円以上、それにシステム改修費も入ってくるわけです。

塩崎大臣、この八億円は、少なくともですけれども、もっと膨れ上がると思うんですが、財源はどこから来るんですか。

○塩崎国務大臣 今鋭意おわびを申し上げ、そして、追って基礎年金番号をお届けするというのを努力していくわけでありまして、確かに不測の支出がかかっているということは事実でございますが、この財源につきましては、もう何度も御答弁申し上げているように、一体なぜこういうことが起きたのかということを含め、しっかりとした検証を経た上で決断をしていかなければいけないんじゃないかということは何度も申し上げてまいったところでございます。

これについては、今までの税財源と保険料財源のデマケがあるわけでありまして、よく検証した上で、どうすべきかということ整理して、検討していかなければならないというふうに考えているところでございますので、今回、特に第三者の検証委員会でしっかりとした検証を厳しくやっていただく中でその責任の所在を明らかにし、それに応じて、この財源のあり方ということも同時に考えていくべきだというふうに考えているところでございます。

○山井委員 ということは、年金保険料が使われる可能性があるということですね。これは後ほど玉木議員も質問されますが、今までの区分でいけば、これは年金保険料になる可能性大ですよ。

ということは、何ですか、厚生労働省と日本年金機構が失策して、八億円なり、今後どんどん膨らむ対策費、年金保険料から使うんだったら、年金給付が減るということじゃないですか。年金は漏れていないと言うけれども、どんどん漏れていくじゃないですか。年金給付が減るじゃないですか。

塩崎大臣、これは年金保険料を使うということは絶対ないんですか。可能性があるんだったら、その分、年金給付に充てられる年金がその八億円なり数十億円減っていくということになりますか、いかがですか。

○塩崎国務大臣 これは参議院の参考人招致でもお話をいただいたわけでありまして、今回、大規模な、標的型メール攻撃を受けて実際に個人情報流出するという初めての日本での事案、特に政府の中ではですね、事案だということございまして、先ほど来申し上げているように、何が本当にこういう事態を招くことになってしまったのかということ徹底検証していく中で、おのずとこの財源のあり方については答えが出てくるというふうに思いますので、今、それがどういうことになるかということ予断を持って申し上げるというのは必ずしも賢明ではないんじゃないかというふうに思います。

○山井委員 これは保険料になる可能性が高いですし、もし保険料でなくても、国民の税金ですよ。国民負担じゃないですか。

国民にこれだけの損害を与えておきながら、今出ている実損だけで八億円ですよ。でも、これからどんどんどんどん広がりますよ。労力にしても、一万六千人の戸別訪問の人員費、これは幾らかかるんですか。さらに、国民の不安はどれだけのものなんですか。さらに、年金に対する信頼の失墜。それだけのことをしておきながら、この一カ月、誰も責任をとっていない。

六月末に支給された賞与、ボーナス、水島理事長、二百二十五万円返上しておられます。日本年金機構、合計十人の理事の方、千八百万円返上されておられます。

水島理事長、なぜ受け取られなかったんですか。

○水島参考人 現在、保留をいたしておるということでございまして、理事全員に対して、今回の賞与に関しましては支払いを保留いたしております。

これは、かかる事態を招きましたことに関しまして、私どもとして大変重い責任があるというふうに考えております。検証委員会での御検証並びに私どもの委員会でも検証してまいります、そのような検証を踏まえて、最終的に処分を決めていこうというふうに考えているところでございます。

○山井委員 責任を感じて受け取られなかった、保留にされた。やはり責任を感じられたわけですよ。元銀行の副頭取もされていて。私は別に賞与だけが全ての責任のとり方だとは全く思いません。基本的には、その八億円、はっきり言いまして厚生労働省と日本年金機構で責任を持って払ってほしいですよ、この損失額は。ただ、ま

あそこまでは言えませんけれども、受け取られなかった。

でも、水島理事長、保留されているということですが、検証結果が出た上で、やはり全額受け取りますということとはあり得るんですか。

○水島参考人 基本的に、少なくとも私に関しては、ないと思っております。

○山井委員 私も、水島理事長という方は今までから本当に御苦労されてきて、社保庁で、大変な組織であったところの立て直しのために本当に私は頑張っておられたと思っております。そういう方にこういう質問をするのは私は非常につらいです。つらいですけれども、国民の年金に対する信頼を回復するためにははじめをつけていかねばならないと思うんです。

水島理事長、もう今、全額受け取ることはないとおっしゃったわけですから、賞与二百二十五万円ですけれども、きっぱりと返上されるとおっしゃったらいかがですか。

○水島参考人 もちろん、私ども、理事九名おります。したがって、本来、その責任に関しましては、検証委員会の検証結果も踏まえながら、きちんとした考え方といいますか理屈に沿って対処してまいりたいというふうに考えていますので、それを踏まえて行く、適切に行くということでございます。

○山井委員 ということは、幾ら返納するかという額を今後検討されるんだと理解しました。

私もこういう質問はしたくないんですが、検証委員会で引き延ばしをされるということ自体が国民の不満をおおっているわけです。

塩崎大臣、水島理事長は受け取っておられないんです。なぜ塩崎大臣は受け取ったのか。前回は言いましたが、消えた年金のときには、当時の柳沢厚労大臣は賞与全額返納しているんです。

先日の答弁で塩崎大臣は、今回は実損、実害は出ていないとおっしゃいましたが、八億円も出ているじゃないですか、実際。公費、保険料が使われるじゃないですか、少なくとも八億円も。一万六千人も戸別訪問せねばならない。その日本年金機構の監督の最高責任者は塩崎大臣じゃないですか。

水島理事長でさえ受け取っていない。柳沢さんも、消えた年金の全容が全く解明されていない時点で全額返納しているんですよ。なぜ、塩崎大臣、返納しないんですか。

○塩崎国務大臣 政務官をおやりになった山井先生は多分わかって言っておられるんだろうと思いますが、国家公務員の場合には、支給を保留するということができる場合とできない場合というのは明確になっておりまして、一般職の職員の給与に関する法律……（山井委員「それはわかっています」と呼ぶ）わかっているならばそういう質問はないはずでありまして、限定的に、例えば刑事事件に……（山井委員「だから返納しろと言っているでしょう」と呼ぶ）

○渡辺委員長 発言は委員長の許可を得てからお願いします。（山井委員「返納しろという質問じゃないですか」と呼ぶ）ちょっと静かにしてください。

はい、どうぞ。

○塩崎国務大臣 法律上、法律というのは今申し上げた一般職の職員の給与に関する法律でございますが、刑事事件に関して起訴されるとか、あるいは判決が確定していない場合などを除いて、賞与の支給を保留することはできないということが定められています。法律です、これは。

その上で、先ほどの柳沢大臣のときの話は、申し上げたように、あのときは五千万件の年金記録の言ってみれば行方がわからないという問題で、結果としても三千万件が回復をされ、二千万件残って、その間に二・二兆円の年金が回復をされたということで、そういう意味で、このことについて反省をしなきゃいけないことは非常に大きかったわけでありまして。したがって、私が官房長官のときに、これは明らかに実損が行っていることが明白であるわけでありまして、そのことについては、気持ちでもいいから、全員、社会保険庁の職員も返上すべきじゃないかということを提案して、柳沢大臣に御決断をいただいたということでありまして。

今回の事案は、日本年金機構は、御存じのように、二〇一〇年の一月一日、長妻大臣、山井政務官のときにスタートした組織でございます。そのシステムについても歴史のあるシステムが続いてきて、三年弱ぐらいが民主党政権、その後、我々安倍政権。ですから、いずれもこれは責任があって、今回間違いなく個人情報が出た、このことについての責任は免れないというふうに思います。

しかし、なぜこういうことが起きたのかということは、やはり深く分析をして、検証して、それも自分たちの検証だけではなくて、第三者に徹底的に見ていただいた上でこの原因を究明し、再発防止を考えた上で、この責任についてのあり方というものを謙虚に考えていこうということを申し上げているので、今、検証が、当事者の検証はもちろんでありますけれども、第三者委員会たる検証委員会で御議論もいただいている中でありますので、それらを踏まえた上で、しっかりと謙虚な気持ちになってこの責任のあり方ということについて決断をしてまいりたいというふうに思います。

○渡辺委員長 既に持ち時間が経過しておりますので、質疑は終了をお願いいたします。

○山井委員 大臣、四分間も答弁しているじゃないですか。

もう質問はしませんよ、最後に締めくくらせていただきますが、本当に往生際が悪いというか、やはり私、恥ずかしくないのかと思うんですね。今回は実損が出ているんですよ、既に八億円も。私も政務官をやりました。私が政務官だったら、即返納していますよ、それは。

これは、最初の残業代ゼロ法案もそうですけれども、いかに塩崎大臣が……

○渡辺委員長 山井君、もう既に終了しておりますので、質疑は終了してください。

○山井委員 民間の感覚がないかということを感じました。

民間の企業だったら、これだけの八億円以上の損害を与えて、百一万人の年金情報を漏らして、その責任者が一カ月たっても責任を全くとらない、こんなことはあり得ない。国民に対して申しわけないという気持ちがないんですか。本当に、民間企業だったら会社は倒産、社長は首になっている、余りにもいいかげん過ぎるということを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。